

【 記 載 例 】

令和 年 月 日

近畿運輸局長 殿

〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇
TEL :
FAX :
メールアドレス :

一般旅客定期航路事業許可申請書

海上運送法第3条第1項及び同法施行規則第2条の規定に基づき、〇〇〇〇航路における一般旅客定期航路事業を経営したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

一. 住所及び氏名

〇〇県〇〇市〇〇町1丁目2番3号
〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

二. 役員の氏名

代表取締役	〇	〇	〇	〇	} ※申請者が個人の場合は、「該当無し」と記載
取 締 役	〇	〇	〇	〇	
取 締 役	〇	〇	〇	〇	
監 査 役	〇	〇	〇	〇	

三. 事業計画

1. 航路の起点、寄港地、終点及びそれらの相互間の距離

起点 寄港地 終点
〇〇港～ (km) ～ 〇〇港～ (km) ～ 〇〇港
※航路図を添付のこと

2. 使用旅客船の明細 (第1号様式による)

別添「使用船舶明細書 (第1号様式)」のとおり

3. 係留施設、水域施設、陸上施設等の輸送施設の概要

別添「許可基準適合説明書」のとおり

【 添付書類 】

1. 航路図（3. 許可基準適合説明書で添付）
2. 使用船舶明細書（第1号様式）
3. 許可基準適合説明書（当該申請が法第4条各号に適合する旨の説明）

<使用船舶について>

- ①航路図
- ②使用船舶の一般配置図
- ③使用船舶主要要目表
 - ・航行区域、全長、幅、深さ、最大喫水、無線設備、運動性能（旋回圏、惰力）、特殊設備（バウスラスター、自動操舵装置等）その他（レーダー、暗視装置等）安全運航に関する設備
- ④20トン以上の船舶の場合
 - ・船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）、船舶国籍証書（写）20トン未満の船舶の場合
 - ・船舶検査証書（写）、船舶検査手帳（写）、登録事項通知書（写）
- ⑤傭船契約書（写）

<係留施設・乗降施設について>

- ⑥船着場平面図、係留平面図、係留断面図
 - ・ビット、防舷物、照明等付属設備の設置場所等も掲載
- ⑦乗降用設備図
 - ・歩み板、スロープ、タラップ等の図面

<水域施設について>

- ⑧港内操船図（着岸・離岸）
- ⑨橋脚クリアランス表

<陸上施設について>

- ⑩営業所・待合所・発券所図
- ⑪乗降経路図

<運航管理体制、乗組員、作業体制について>

- ⑫安全統括管理者、運航管理者の略歴
- ⑬乗組員名簿
- ⑭乗組員の海技免状、小型船舶操縦免許証（写）
- ⑮作業員配置図

<その他>

- ⑯船客傷害保険証（写）
- ⑰創業に必要な資金の総額、内訳、調達方法を明示した資金計画
- ⑱個人の場合
 - ・住民票又は戸籍抄本、印鑑証明法人の場合
 - ・定款、登記事項証明書、最近1年の損益計算書及び貸借対照表
- ⑲会社案内、組織図
- ⑳栈橋等使用許可（写）

4. 誓約書

全役員の法第5条各号（第3号及び第8号を除く。）に該当しないことを誓約する書面
申請者が法人の場合、法第5条第3号に該当しないことを誓約する書面

※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
※事業計画の内容によって必要ない書類もあります。

【 記 載 例 】

一般旅客定期航路事業許可申請に係る
許可基準適合説明書

事業者名 ()

1 法第4条第一号：当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

(1) 使用船舶

(使用船舶が当該航路の事業の遂行に具体的に適合しているか記載すること。)

当該事業に使用する船舶〇〇〇は、〇〇〇造船所にて建造された〇〇〇（例、一層甲板型鋼製船舶、半没水型双胴船）で、機関はヤンマーディーゼル〇基、船体は軽合金製であり、有効な船舶検査証書を受有しています。航行速度は全回転で〇〇ノット、航行水域の水深〇.〇mのところ最大喫水〇.〇m、別添主要要目表の性能を有し、該航路での航行に適応しており安全航行が可能です。

[別添資料]

- ・ 一般配置図
- ・ 使用船舶主要要目表
(航行区域、全長、幅、深さ、最大喫水、無線設備、運動性能、操船上の特殊設備 等)
- ・ 船舶国籍証書又は船籍票 (写)
- ・ 船舶検査証書 (写)
- ・ 船舶検査手帳 (写)
- ・ 登録事項通知書 (写)
- ・ 裸傭船契約書 (写) (傭船の場合)
- ・ 特殊構造船認定証書 (写) (該船舶の場合)

(2) 係留施設・乗降施設

①岸壁、棧橋、浮棧橋等の構造

(岸壁等の長さ、天端高、エプロン幅等を明らかにするとともに、対象船舶が最高潮時及び最低潮時にも安全に係留、乗降ができることを記載すること。)

〇〇港は、渡り橋（長さ〇〇m、有効幅〇〇m）及び棧橋（長さ〇〇m、幅〇〇m、水面からの高さ〇〇m）で構成されており、離着棧及び乗降が可能です。

②ビット等係船設備の強度及び配置

(ビットの型式、強度、設置位置及び暴風用ビットの使用可能等を明らかにして、安全に係留できることを記載すること。)

〇〇港の棧橋には、係船柱（曲柱）〇〇t型が〇〇基設けられており、当該事業に使用する船舶の船首及び船尾に係船索にて係留可能です。

③防舷物の構造及び配置

(型式、設置位置及び構造が適切であり、潮高変化に対し有効であることを記載すること)

〇〇港の棧橋には、合成ゴム製のD型防舷材が縦型（高さ〇〇cm、幅〇〇cm、長さ〇〇cm）〇〇基及び横型（高さ〇〇cm、幅〇〇cm、長さ〇〇cm）〇〇基が設けられており、係留時の船体の損傷を防ぎます。

④歩み板等の構造及び配置

乗降口には以下の歩み板を設けます。

幅〇〇cm、長さ〇〇cm／金属製（歩み板を使用する場合）

⑤夜間照明

旅客の乗下船時には、乗降口付近及び舷側に照明具を設け、浮棧橋上及び乗降口付近を照らします。また各乗降場所周辺には、街灯等が設けられており、乗降施設全体の照明が確保されております。

[別添資料]

- ・ 船着場平面図、断面図（各船着場毎）
- ・ 係留平面図、断面図（各船・各船着場毎）
- ・ 歩み板詳細図
- ・ 係留杭に関する能力計算書

(3) 水域施設

(使用予定水域の水深、港内操船、橋の高さ等について詳細に記載すること。)

使用予定水域の水深については、航路上〇〇mの水深があります。また、係留棧橋付近の入出港操船に必要な水域についても、使用船舶の最大吃水〇. 〇m以上の水深は維持され、十分に安全確保されており、何等支障はありません。なお、港内操船図について別紙のとおりです。

[別添資料]

- ・ 航路水深図
- ・ 港内操船図
- ・ 橋脚クリアランス表

(4) 気象・海象等に対する安全対策

(気象海象情報の収集・情報伝達及び荒天時における安全対策について記載すること。)

運航管理者は、旅客船を就航させる日は、運航前日〇時と当日〇時にインターネット等により、大阪港内の気象・海象情報を入手し、本船発航前に船長に対し必要な情報を与えるほか、本船船長もテレビ、ラジオ、NTT電話サービス等により常時気象・海象状況を把握して安全を維持します。航海中は〇〇により連絡体制を確保します。

(5) 陸上施設

(待合所、待合所と船舶乗降口との経路、旅客乗降用施設について詳細に記載すること。)

〇〇港

当施設は、〇〇に隣接した〇〇の一部を構成し、堅牢な構造で、棧橋を含み転落防止の柵が設けられており、旅客の誘導要員を配置することにより安全な乗降及び誘導が可能です。

[別添資料]

- ・ 船着場平面図（各船着場毎）
- ・ 乗降経路図（各船着場毎、駐車場・待合所等から船舶乗降口の経路）
- ・ 乗降用施設の構造図

2 法第4条第二号：当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

(1) 安全管理体制

①安全統括管理者の略歴

氏名 ○○ ○○
生年月日 昭和 年 月 日
本籍 ○○県
現住所
職歴 昭和 年 月 日 ○○会社入社
昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで ○○
昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで ○○
平成 年 月 日より
平成 年 月 日まで ○○
平成 年 月 日より
現在 ○○

乗船履歴 甲板部部員 年 月 日
船長 年 月 日
計 年 月 日

②運航管理者

氏名 ○ ○ ○ ○
生年月日 昭和 年 月 日
職歴 昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで
昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで
平成 年 月 日より
平成 年 月 日まで
平成 年 月 日より ○○○○株式会社
現在 役職名 就任

乗船履歴 甲板部部員 年 月 日
船長 年 月 日
計 年 月 日

[別添資料]

- ・安全統括管理者略歴書
- ・運航管理者略歴書

③安全管理体制の組織図

安全統括管理者	(1 名)	本社
運航管理者	(〇 名)	本社
運航管理補助者	(〇 名)	本社
運航管理補助者	(〇 名)	乗降施設現場

④運航管理者の勤務体制

運航管理者は、本船就航中は原則として本社に勤務する。運航管理者がやむを得ず不在となる場合は、安全管理規程の定めるところにより予め代行者を指名して運航管理にあたらせるなど、運航管理補助者を常時就労させ万全の運航管理体制を維持する。

(2) 運航中止の条件

①発航の中止

〇〇の気象・海象が次の条件の一に達していると認められるときは、発航を中止する。

- ・ 風 速 〇〇 m/s 以上
- ・ 波 高 〇. 〇m 以上
- ・ 視 程 〇〇〇m 以下
- ・ 各橋梁下と船上の空間 〇〇cm 以下

②基準航行の中止

航行中、周囲の気象・海象が上記の条件の一に達したと認められるときは、基準航路にかかわらず、航行の継続を中止し、反転、避泊、その他適切な措置を取る。特に周囲の視程が上記基準に達すると認めるときは、基準経路如何にかかわらず、一層見張りを厳重にすると共にレーダー等の有効活用により、安全運航を維持する。

また、そのときの状況に適した安全な速力に減速する等、適切な措置を講ずる。

(3) 乗 組 員

別添乗組船員名簿のとおり必要な乗組員を〇人確保しております。

[別添資料]

- ・ 乗組船員名簿
- ・ 小型船舶操縦免許証 (写)、海技免状 (写)

(4) 各種作業体制

①乗下船作業

乗船作業は出港〇〇分前より実施し、陸上作業員 1 名が旅客を乗船口 (舷門) まで誘導し、船内作業員 1 名が船長の指示により舷門にて旅客を乗船させます。

乗船作業後、船内作業員は乗船客数を把握し、旅客定員内であることを確認した上で乗船作業終了の旨を船長に報告します。

下船作業は、船長が船体の固縛を確認した後、船内作業員に対し旅客下船の指示をします。船内作業員 1 名は、舷門にて旅客を下船させ、陸上作業員 1 名と共同して旅客を誘導します。

また、乗下船時に補助が必要な旅客に対しては、船長及び船内作業員がその補助にあたります。

なお、船長は、係留状態の把握に努め、旅客の安全に支障がないよう留意します。

②離着岸作業

離着岸作業は、船長の指示により、船内作業員が係船索の綱取り作業を迅速かつ確実に
行います。

③委託作業

(委託業務がある場合は委託範囲、責任の明確な作業体制について記載。)

[別添資料]

- ・ 作業員配置図

**3 法第4条第三号：前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有する
ものであること。**

(1) 保険契約締結

各船とも運航日までに適正な船客傷害賠償責任保険に加入致します。

[別添資料]

- ・ 船客傷害賠償責任保険証券の写し

**4 法第4条第四号：当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであるこ
と。**

(1) 会社概要

当社は、〇〇に本社を置き、〇〇年から〇〇年間、船舶運航事業を営んできております。
また、出資者は、〇〇〇で安定的な会社経営が可能となっております。

社名：株式会社〇〇〇〇
所在地：
設立： 年 月 日
資本金： 円
出資者：

[別添資料]

- ・ 会社案内

(2) 経営形態、組織

[別添資料]

- ・ 会社機構図（組織図）

(3) 所要資金及び資金計画

[別添資料]

- ・ 定款
- ・ 登記事項証明書

- ・ 最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

5 法第4条第五号：当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

(1) 航路

本計画の航路は別紙航路図のとおりで、〇〇のためには、最適の航路ではあり、当該事業に使用する船舶は、計画航路に係る制約条件に合致しております。

当該航路における基準速度は〇〇ノットであり、自船及び他船の航行の安全・係留に十分配慮したものです。

[別添資料]

- ・ 航路図
- ・ 航路の制約条件（制約条件がある場合）

(2) 安全運航対策

①見張り

船長は、常に見張員を配置するとともに、常時適切な見張りを実施します。

②河川航行ルールへの遵守

当該地域の航行ルール「〇〇〇〇〇」に従い航行し、当該指針に定めなき場合は、海上衝突予防法等海上交通法規に従い航行し、衝突回避等安全な運航に努めます。

③航行情報の共有

同水域を航行する他の事業者との航行情報の共有化に努め、航行安全に努めます。

④回頭時の航法

狭水路において回頭する際は、船長は船尾に見張員を配置し、船尾方向の他船の動向やクリアランス等の安全確認をさせると共に、河川の流向流速に注意を払いながら主機関、舵、バウスラスタを適宜使用して回頭します。

⑤夜間照明

夜間航行時には、小型ビームライト（可搬型、脱着式）により障害物等を照射し、接触や衝突等を回避します。

(3) 棧橋等使用計画

〇〇港

〇〇港は、〇〇〇が、設置した棧橋であるが、使用にあたっては、〇〇〇から承諾をもらっており問題はありませぬ。また、岸壁等の使用時間、出入港経路に他船と競合しません。その使用にあたっては、禁止事項等の規約を遵守します。

[別添資料]

- ・ 施設使用許可（写）
- ・ 入出港協定書（写）